

三重県多気郡明和町長 様

# 住民異動届

※太枠内をボールペン等ではっきりと記入してください。消せるボールペンは使用できません。

受 付	受領番号
令和 年 月 日	第 号

届出人 (本人 2. 世帯主 3. 同一世帯員 4. 代理人)	届出日	転入 国内	4法730条の届出	続柄変更	職権 記載 修正 消除	<input type="checkbox"/> 個カード・住基カードによる転入
氏名 明和 太郎 印	電話番号 0596-52-7111					
住所(代理人の場合のみ記入)	異動年月日	令和 5年 3月 31日				

本人・世帯主・同一世帯員以外の方からの届出は、委任状が必要です。  
異動年月日は、実際に異動のあった日を記入してください。

新住所	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県多気郡明和町大字 馬之上945 番地 番 号	方書(アパート・マンション名、棟・号室)	世帯主	明和 太郎
旧住所	<input type="checkbox"/> 三重県多気郡明和町大字 津市西之丸23 番地 番 号	方書(アパート・マンション名、棟・号室)		三重 次郎

NO	フリガナ 氏名	生年月日 ※2	性別	続柄	住基カード	マイナンバー カード	継続利用	在留カード 特別永住者証	法30条45に 規定する区分	保険	年金	医療	児手	介護	手帳	母子 保健	その他	担当
1	メイワ タロウ 明和 太郎	昭大 55年 7月 31日	男	世帯主	有				中特 (長永)	国社後	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	再転入 住登外 滞有	保険
2	リナ (メイワ ハナコ) LI NA 李那 (明和 花子)	昭大 1982年 12月 22日	女	妻	有				中特 (長永)	国社後	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	再転入 住登外 滞有	年金
3	メイワ ハルコ 明和 春子	昭大 19年 10月 31日	女	子	有				中特 (長永)	国社後	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	再転入 住登外 滞有	医療
4		昭大 年 月 日	女		有				中特 (長永)	国社後	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	再転入 住登外 滞有	児手
5		昭大 年 月 日	女		有				中特 (長永)	国社後	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	再転入 住登外 滞有	介護

続柄は・・・  
世帯主の場合は□にチェックを  
世帯主の方からみて  
配偶者の方は「妻・夫」  
お子さまは「子」  
お孫さまは「子の子」  
等と記入してください。

同一世帯員の方からの届出の場  
合は、本人又は世帯主から委任  
されたことを記入してください。  
世帯主の方からの届出の場合  
は必要ございません。

世帯主・続柄変更を兼ねる	新世帯主	備考	□ 令和 年 月 日 ( ) 届 □ 委任状あり	□ 新・旧 住所に同じ	手帳
	世帯員氏名	新続柄	国外転入で、以前住民票記載されたことがある場合、日本での直近の住所と転出時期を記入(外国人住民のみ)⇒	<input type="checkbox"/> 免旅個保介在特他	母子保健
			□ 受理通知送付 (令和 年 月 日)		

自治会名	コミ・自治会案内	入力	確認	最終確認	マイナンバー	附票	市町村通知	50音
------	----------	----	----	------	--------	----	-------	-----

## 《住民異動届に関するご案内》

### 1. 届出期間

転入・転居・世帯主変更等のお届けは変更があった日から14日以内に届出をしてください。転出のお届けは転出予定日の14日前から届出をすることができます。

### 2. 添付書類

国内転入の際は、転出証明書が必要となりますので必ずお持ちください。マイナンバーカード・住基カードでの転入の場合は原則転出証明書は不要です。

**※マイナンバーカード・住基カードでの転入の方は必ず暗証番号が必要です。またカードでの転入の場合、日曜日は受付できない場合がございます。ご注意ください。**

国外転入の際は、パスポート（帰国日がわかるもの）、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票が必要です。（本籍地が明和町の場合は戸籍謄（抄）本、戸籍の附票は省略できます）

外国人の方は在留カードまたは特別永住者証（まだ交付を受けていない方は外国人登録証明書）をご持参ください。

**転入先・転居先の世帯主との続柄が「同居人」となる方は、「世帯主が同一世帯に転入することに同意する」旨の記載のある同意書を提出してください。**

### 3. 届出人

原則ご本人様が届出をしてください。（世帯主は本人に代わって届出することができます）

**任意の代理人が届出をする場合は委任状が必要となります。**任意の代理人が同一世帯員の場合は委任状は不要です。

本人が15歳未満の方、成年被後見人である方の場合、本人の代わりに法定代理人（親権者、成年後見人等）が届出をしてください。

### 4. 本人確認について

お届けの際は本人確認をさせていただきますので、下記の表をご確認ください。

1点提示	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、住基カード（写真付き）、パスポート、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証、身体障害者手帳、療育手帳、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、小型船舶操縦免許証、国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）	
2点提示 （アから2点または アとイから1点ずつ）	ア	国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療費受給資格証、船員保険証、介護保険証、共済組合員証、国民年金手帳、各種年金手帳、恩給証書、写真付きでない住基カード
	イ	学生証（写真付き）、法人が発行した身分証明書（写真付き）、国・地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

### 5. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードをお持ちの方は、転入・転居の際にカードのご住所の変更、継続利用手続き、署名用電子証明の発行（機能が付いている方のみ）をさせていただきます。**署名用電子証明の発行には署名用電子証明専用の暗証番号が必要です。（英数字6字以上16字以下のもの）**

### 6. 転出を取りやめる場合

すみやかに、発行された転出証明書を添えて転出取消の手続きをしてください。

#### 【お問い合わせ】

明和町役場 住民ほけん課 戸籍住民係 《0596-52-7114》 月曜～金曜（祝日を除く）8:30～17:15 日曜 9:00～12:00、13:00～17:00

※日曜日は住民異動届を即日受理できない場合がございます。また、日曜日は外国人の方に関する住民異動届は受付しておりません。